

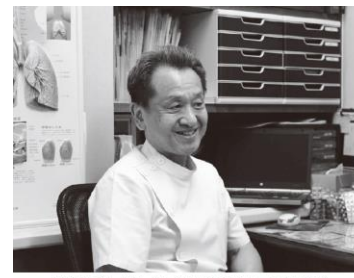


地域医療を守る取組

1.今年度の取組について

①平成30年度「国民保険制度及び保険税率改定等説明会」で地域医療を守るための市民の取組(かかりつけ医を持つことや適正受診等)を説明。

②「広報かが特集記事」や「CATV行政放送」(8/8～9/10 毎週水・木 10分程)にて救急車の適正利用やかかりつけ医を持つこと等の推進に関する啓発を行った。



河村 勲 さん(加賀市医師会会長・河村病院)

24時間体制・往診や訪問看護を行う在宅医療受診場所も加賀市には多くあります。加賀市内には精神科の先生が往診をしてくれる診療所もあり、他市町村にはない特徴であると思います。住み慣れた自宅で安心して暮らしていただくサポートをしています。

救急医療を守るため「かかりつけ医」を持ちましょう

いろいろな症状を患うことがあっても、何れも気軽に相談できるのが「かかりつけ医」たる所です。病院とは、診察所はいつでも診察していただくことがありますが、まずは診察所を受診して、かかりつけ医がいれば相談していただくことをお勧めします。

救急医療を受けるためには「かかりつけ医」を「相談」してください

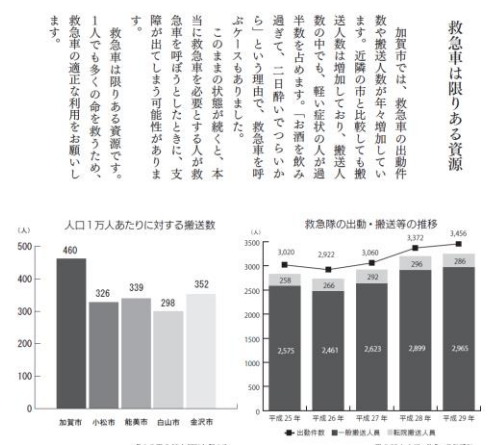
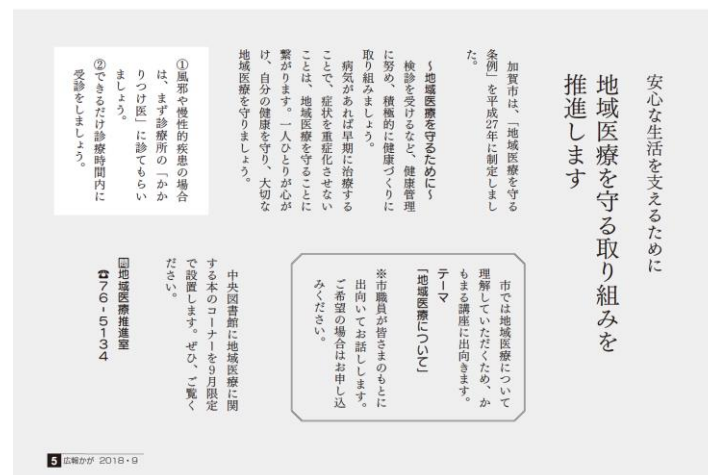
救急医療を受けるためには「かかりつけ医」を「相談」してください

救急医療を受けるためには「かかりつけ医」を「相談」してください



9月9日は救急の日

みんなので守ろう救急医療



③加賀中央図書館に地域医療に関するコーナーを設置。
(内容：人生の最期を自分らしく暮らすためにはどうするか等)



※図書館コーナーの様子

2.今後の取組について

ACP普及啓発 (人生の最終段階における医療・ケアの在り方について、市民が主体的に考えるよう啓発する)